

## 平成 27 年度第 4 回佐倉市行政評価懇話会 要録

日時	平成 27 年 10 月 21 日（水）13 時 30 分～17 時 28 分		場所	佐倉市役所 1 号館 3 階会議室
出席者	懇話会委員：宇田川委員、高岡委員、富田委員、林委員、武藤委員、目等委員、吉村委員（五十音順）			
	事務局	福山企画政策部部長、和田副主幹、上野副主幹、池田主任主事、上田主任主事		
	説明者	(広報課) 亀田課長、植木主査補 (行政管理課) 須合課長（市史編さん室）土佐副主幹、江森主査 (都市計画課) 内田課長、櫻井主査 (文化課) 猪股副主幹、松戸主査 (音楽ホール) 柳田館長、曾山副主幹 (美術館) 宍戸館長		
	その他	傍聴 0 名		
内 容				
◆議事				
(委員長) 本日は部局との意見交換として 4 章基本施策 8 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします (歴史・文化) 4 章基本施策 9 芸術文化活動の盛んなまちにします (芸術・文化) 5 章基本施策 7 公共交通機関が利用しやすいまちにします (公共交通)				
この 3 つの施策が対象となるので、まずは「歴史・文化」、次に「芸術・文化」、最後に「公共交通」と順に担当部局と意見交換を行いたい。				
部局との意見交換については、前回までに、事前に質問を出してあり回答があると思われるが、部局からの説明に質問項目の回答に当たる内容が盛り込まれていなければ、直接質問していただきたい。その他、説明を受けて聞きたいことは積極的にご質問いただきたい。				
また、これまで行政評価懇話会として意見書を整理してきた視点として、				
①各基本施策全体に関する視点 ②活動指標、成果指標に関する視点 ③事業についての個別視点 ④その他、他部署との連携や総合計画のテーマである定住促進の視点				
などといった視点があることを、委員の皆さんには再度認識いただきたい。また、今回評価対象の「4 章基本施策 8 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします」及び「4 章基本施策 9 芸術文化活動の盛んなまちにします」は、交流人口の増加に関する視点を検討する場とするといった視点から選定しているので、整理する際のイメージとしていただければと思う。				
(1) 部局との意見交換				
「4 章基本施策 8 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします」				
(委員長) 部局との意見交換は平成 22 年度から部局の皆さんと直接意見交換を行い、理解を深めた上で、懇話会としての意見をまとめるということで実施している。また、この意見交換の場を、施策を単位とした横断的な議論の場として、少しでも課題解決の糸口などにしていただければと考えている。まず皆さんから事前に私達からお願いしている質問事項を含めてご説明いただき、そのあと、意見交換に入っていきたい。ぜひ遠慮せず、新たに抱えている問題や、現状のつらさなども併せてお話しいただき、あくまでも、一緒に考える時間としていきたいと思う。また、佐倉市独自の取組など、何かトピックスがありましたら紹介をお願いします。				
(文化課) 主管課の教育委員会文化課から 4 章基本施策 8 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにしますについて資料 3-1 に沿ってご説明する。				

3 頁 1、文化施設の入場者数については、旧堀田邸、武家屋敷、佐倉順天堂記念館、この文化財施設 3 館の入場者数について表にしている。表では 23 年度から 26 年度の入館者数の推移を年度毎に記載しており、3 施設の合計は年間 4 万人を超えている。25 年度は他の年に比べ、4 万 6 千 524 人と突出しているが、テレビや映画の撮影ロケをこれらの施設で行った影響と分析している。

その下の表には観光入込客数の推移について、産業振興課観光班から提供の数字を表にしている。施設入れ込み客数の数字は、佐倉ふるさと広場、国立歴史民俗博物館、佐倉草ぶえの丘、市立美術館、DIC 川村記念美術館、佐倉カントリー倶楽部、麻倉ゴルフ倶楽部、武家屋敷、旧堀田邸、新町おはやし館、順天堂記念館、サンセットヒルズ、歴史生活資料館（平成 26 年 2 月閉館）をカウントしており、イベント欄の数字は佐倉の秋祭り、市民花火大会、チューリップフェスタ、時代まつり、佐倉城址のさくら をカウントしている。

続いて、2 歴史文献資料についてご説明する。「下総佐倉堀田家文書」は佐倉藩主堀田家に伝えられた古文書資料であり、戦後は公益財団法人日産厚生会佐倉厚生園病院の所蔵となり、現在は佐倉市に寄託されている。

資料は、江戸時代の佐倉藩政文書、および、明治以降は華族となった堀田家の家政文書からなる。「佐倉藩政文書」の内容は、領知、藩主、家臣、藩政、財政、日記類、外交関係、幕府関係、編纂物など。「堀田家政文書」の内容は、堀田家政運営関係文書、堀田邸の家扶日記、私費で開設した堀田家堀田農事試験場関係文書などである。

今後の活用の可能性についてご説明したい。まず、現状として「下総佐倉堀田家文書」は、旧堀田邸の土蔵に保管されている。

現状の資料の活用として、資料原本の一部を旧堀田邸内に展示をしている。また、市内外の博物館・資料館等から展示資料として貸出依頼のあった展覧会へ出品しており、例として国立歴史民俗博物館、神奈川県立歴史博物館へ出品したことがあった。

「マイクロフィルムの作成」という活用も行っている。江戸時代の資料については『下総佐倉藩堀田家文書』としてマイクロフィルムが市販されている。ただし、明治期以降の資料については撮影されていないことから、資料原本の保存と活用のため、マイクロフィルム撮影を継続して行っている。

「資料閲覧」の活用については、希望する研究者等に、マイクロフィルムの閲覧サービスを行っている。

「今後の資料活用の可能性」として、重要な資料を翻刻（活字化）して史料集として刊行、撮影した資料をデジタル化し画像をデジタルアーカイブズとして一般公開、歴史研究者や研究機関等と「下総佐倉堀田家文書」を活用した共同研究の実施を検討したいと考えている。

佐倉市にちなんだ歴史文献資料について、全国的には江戸時代から現代までの歴史的な文献資料が主として古文書として多く残されているが、佐倉には江戸時代に城下町であった関係による「藩政文書」である堀田家文書や、佐倉藩士のご子孫宅に伝えられた「武家文書」がある。また、蘭学が盛んだった関係から、蘭医学塾佐倉順天堂に関する文書として「佐藤道夫家資料」がある。これらの歴史資料は、他地域の資料とは異なる佐倉の特徴といえるのではないかと考える。それ以外でも武家のみではなく、農村部に伝わった「地方文書」、商家に伝わった「商家文書」、寺院・神社に伝わった「寺社文書」も所在している。これらの歴史資料は佐倉の歴史を語るものとして保存し、現在のみならず永く後世に伝えてゆくべき歴史的資産であると考えている。

続いて 4 頁 3 歴史的建造物について。文化庁が所管する伝統的建造物保全地区は佐倉には無く、近隣では香取市の佐原にある。伝統的建造物保全地区はないが、市内には国重要文化財 1 件・国登録有形文化財 1 件・県指定有形文化財 4 件・市指定有形文化財 2 件・市登録有形文化財 6 件の歴史的建造物が所在している。

現状について説明すると、市内の歴史的建造物の所在状況については数年かかったが調査済みである。今後はその成果に基づいて文化財指定・登録を計画的に進めていく。また、現在、都市部都市計画課が景観条例の改正と城下町地区である新町地区景観形成重点区域の設定に向けて

事務を進めている。

課題としては、歴史的建造物のほとんどが個人所有であり、経常的管理や修繕、大規模修理に要する費用が経済的負担となっている。文化財として指定・登録されている歴史的建造物には補助制度が用意されているが、補助金に上限があること、また、行政が常には予算を確保できないため修繕の緊急対応ができないことが課題である。

展望としては、文化庁では建築後 50 年を経過したものを歴史的建造物と定義しているが、その歴史的価値を活かし、産業振興課観光班所管の「フィルムコミッション事業」の中で民間所有の歴史的建造物をドラマ・映画等の撮影場所として紹介し、所有者・管理者が撮影事業者から使用料を得ることによって経済的な負担軽減が期待できると考えている。同様に、一般住宅とは異なった文化的価値を活かし、建築住宅課所管の「空き家バンク」の中で多様なニーズに対応する物件として紹介する可能性も検討したいと考える。

5 頁の 4 文化財施設での撮影実績については、ドラマ・映画の撮影場所としての活用実績について表にまとめている。撮影使用料として収入があったものを記載しており、情報番組等のシティセールスにつながる撮影は撮影使用料免除のため記載していない。

5 頁 5 ボランティアガイドについて、史跡・文化財施設などで歴史系のガイド活動を行っている主な団体について説明する。「文化財ボランティアガイド佐倉」、「特定非営利活動法人佐倉一里塚」、「佐倉城址公園ボランティア」「特定非営利活動法人まちづくり支援ネットワーク佐倉」等があり、それぞれの得意分野においてボランティアを行っている現状。

6 頁 6 市外への PR における「佐倉ならでは」の活用については、市外へのイベントなどの周知として、昨今新聞をとっていない世帯も増えているため、市ホームページ・市広報以外にミニコミ誌等にも積極的に掲載して周知している。また、スーパーマーケット等の商業施設にもポスター・チラシの掲示・配置を依頼し、市外からの買物客への周知を図っている。市外への PR における活用については、東京都千代田区で開催した江戸天下祭りで旧佐倉町の山車の引き回し、山車・山車人形の展示を行ったほか、平成 27 年 9 月にそごう千葉店の地下通路ギャラリーで佐倉地区の祭礼文化の写真展を実施した。また、平成 26 年度の国立歴史民俗博物館の企画展において、新町にある旧平井家住宅を活用した。平成 27 年 5 月の「にわのわアート&クラフトフェア・チバ」では案内所兼休憩所として旧平井家住宅を活用した。旧平井家住宅は常時公開していないが、イベントなどにおいて臨時で公開している。この他にも、歴博や市外の博物館に考古資料等を長期に貸し出している。

6 頁の 7 佐倉西部地区への PR について。幕末・明治期の歴史文化資産は佐倉地区に集中する傾向があるが、佐倉市全域を見ると市内各所に旧石器時代から続く、人々の活動の足跡がある。城下町も中世の城跡に目を転じれば、本佐倉城跡・臼井城跡・岩富城跡に城下の町割を見ることができる。

「佐倉城下町の歴史文化資産」について直近の活用事例では、市制 60 周年式典に合わせて佐倉山車人形保存会の協力を得て、音楽ホールで山車人形 3 体を展示した。今後も臼井・志津地区での展示・普及活動を検討している。また、文化財施設では、佐倉地区以外の小学校の見学を受け入れている。

「佐倉城下町以外」の PR については、平成 27 年 2 月に志津コミュニティセンターで井野長割遺跡国史跡指定 10 周年のシンポジウム・展示会を開催した。また、社会教育課で「成田道を歩く」、志津公民館で「佐倉道を歩く」を実施しているように、社会教育課や各公民館が地区の歴史文化資産を紹介する事業を実施している。

7 頁 8 佐倉・城下町 400 年記念事業の概要についてご説明する。徳川家康・秀忠の重臣である土井利勝は、1611 年から佐倉城築城と城下町の整備を行い、築城までには足かけ 7 年の歳月を費やしたといわれている。これらのことから平成 22 年度 (2010) から平成 29 年度までを事業期間とする佐倉・城下町 400 年記念事業を実施している。文化課が主管課となる事業ではあるが、他の課も関連事業を行っている。

文化課が実施する主な事業を 6 つほどご紹介する。

1つ目、平成22年度に音楽ホールにて、本事業のオープニングイベントを開催しました。城跡に造詣の深い、落語芸術協会真打の春風亭昇太師匠をゲストに迎えて、師匠のトークと落語、人間文化研究機構理事・元歴博副館長の小野正敏氏との対談を行った。2つ目は企画展「ふたつの佐倉城」で、平成25年度に市立美術館で開催し、酒々井町教育委員会の協力を得て、近世の佐倉城と戦国期の佐倉城（本佐倉城）をテーマとして実施した。3つ目の企画展は平成29年度に市立美術館で総合的な展示を実施予定。城下町と市内の街道をテーマとする予定である。4つ目のぶらり佐倉検定は平成25年度から開始し、散策と街歩きと検定を兼ねて行っており、平成26年度から一年に2回開催している。テーマに沿って市内をガイド付きで散策し、それを出題範囲として検定を行う。市外からの参加もあり、歴博と共催で行った回もある。5つ目は新町他六町・弥勒町の山車・山車人形等祭礼用具の補助事業であるが、文化庁の「歴史遺産を活用した地域活性化事業」を導入し、佐倉山車人形保存会が交付団体である山車修復を行い、7基の内、3基が引き回し可能な状態となった。また山車人形の修復・引き回し用レプリカ作成などの文化財整備、リーフレットや冊子の刊行、展示会や佐倉囃子保存会と共催の演奏会などの普及事業を展開した。6つ目として、礼法教室小笠原流の宗家・門人を講師に迎えて、武家の作法を学ぶ礼法教室を毎年度開催している。最終年度の平成29年度には小笠原流の弓術と、佐倉藩士も学んだ県指定の文化財である総合武術立身流の演武会を開催する予定である。

他課の主な関連事業としては8頁に概要を記載している。

8頁9今後の課題点「歴史文化遺産を観光資源として活用する総合的な体制整備」について、佐倉市には観光を所管する部署として産業振興課があり、観光協会がある。観光案内は行っているが、市内に所在する歴史文化資産を観光資源としてPRすることが十分ではないと考えている。視察対応等は産業振興課においてワンストップで行っているが、団体・グループ等への対応については改善の余地があると思われる。

フィルコミッション事業については、産業振興課が所管しているが、文化財施設はかなりの頻度で撮影対象となっている。文化財施設で最も人気のある旧堀田邸では、邸宅は文化課が、庭園は公園緑地課が管理、隣接する庭園記念館というホールは、民間の医療機関の所有である。このため、邸宅と庭園両方で撮影を行いたい、庭園記念館を資材置場・休憩場所として同時に使いたいと希望してもワンストップで対応しきれない部分がある。文化財を保護するという前提条件下での観光資源としての活用は問題ないので、来訪者や撮影事業者へワンストップで対応できる体制を整備してほしいと考えている。

9頁10今後の取組方針「歴史文化遺産を活用した交流人口（来訪者）の増加に務めます」についての現状として、文化財施設見学誘致のため、京成及びJR沿線の市外小中学校へのDM送付を平成22年度と26年度に実施している。1時間以内で訪れることができる範囲を視野に、大田区がもっとも遠い送付先である。平成20年頃から、文化財施設での映画・ドラマ等の撮影受入の積極化と撮影使用料の設定を行っている。また、市内外を問わずに、夏休み期間中は小中学生の入館料を無料化、七五三の対象者とその親子・新成人を対象として入館料の割引化を実施している。その他に市立美術館企画展との相互割引として美術館企画展の半券提示で文化財施設を団体割引料金で入館できるようにしている。普及事業に関しては、ぶらり佐倉検定や講演会・見学会を行っている。また、情報発信としては、平成27年9月にそごう千葉店の地下通路ギャラリーでの佐倉地区の祭礼写真展実施や市ホームページの歴史・文化の部分の見直しを行った。

今後の計画としては、市内外の商業施設での展示等の普及事業を考えている。また文化財ガイドブックは現在売り切れ状態のため、内容の刷新と共に販売単価を下げ、販売促進を目指したい。加えて、文化財施設での体験型事業として年2回ほど甲冑試着会を行っているが、回数を増やしたいと考えている。その他、大学の文学部で歴史研究系学部・学科の見学誘致するための準備をしている。近隣大学の留学生を対象とした文化財施設等の見学誘導し、SNSでの海外への情報発信に繋げたい。

9頁11市長が「道の駅」の設置を検討している件について、3つの質問の一つずつ意見を述べたい。一つ目の「道の駅設置」の実現の可能性について伺いたい」との質問には、道の駅設

置については直接の担当課でないと考えており、あくまで文化課担当としての意見を述べたい。道の駅と言えば、通常物を販売する施設であるが、歴史・文化資産等を周知・発信するコーナーを設置し文化財施設3館や史跡へ見学者を増やしたいと考えている。続いて“「道の駅」で、佐倉の名産である大和芋等の購入・収穫体験・大和芋料理の提供、同時に、和田ふるさと館で実施している機織り・藍染め体験が出来るよいか”との二つ目の質問には、江戸時代中期の佐倉の様子を記した「古今佐倉真佐子」によると、城下で流通していた野菜・魚や「八百屋がなく、あったとしても買う人はいない」こと、将軍家への献上品が蒟蒻であったと記載されている。また、近代では堀田家農事試験場や佐倉茶・佐倉炭の生産の歴史がある。「道の駅」でのイベントでは、このようなことを紹介することによって佐倉の歴史を知ってもらうきっかけ作りになると考えている。三つ目の質問、“農作物を主とした道の駅での体験と、順天堂や旧堀田邸等の歴史的な名所旧跡、あるいは市立美術館・DIC川村記念美術館・歴博の芸術・文化施設とを合体させた超お得な日帰りツアーを組んではいかがか”との質問には、以前、歴博の企画展「武士とは何か」の開催期間中、文化財施設3館が武士階級の歴史的建造物であることに注目し、歴博の入場券半券の提示で文化財施設の入館料を団体料金扱いにすることを歴博側に提案したところ、相互が半券提示で団体料金扱いとすることとなった。しかし、上野公園周辺で実施している期間限定のパスポートのような対応は、所管官庁や管轄の独立行政法人が同じ場合は容易なようだが、佐倉市のように運営母体が別々では、各々の財務処理上問題があり困難さがある。説明は以上である。

(委員長) ご説明感謝する。では説明を伺ってお聞きしたいことなど各委員から願います。

(宇田川委員) 資料3-1の3頁、文化施設の入場者数について。43,351人に対して市内、市外での内訳数はあるか。

(文化課) 内訳数はないが、関係者の話を聞いての所感では市外の方が多いと感じている。

(宇田川委員) 文化財施設と歴史的建造物の定義はあるか。

(文化課) 一般的には文化財と言われているため難しいが、文化財施設は国・県・市が指定・登録したもの。歴史的建造物は築50年以上の建物と考えている。市では指定文化財や登録文化財にならなくても地域の方が重要なものを継承するために市民文化資産として選定することもある。市民文化資産に関しては金銭的な補助は行っていないが、保存動機を高める一助となっている。

(宇田川委員) 文化財指定登録にあたっての重要度はどう判断するのか。

(文化課) 有識者による外部の審議会があり客観的に判断できるようにしている。

(宇田川委員) まだ市内には指定されていないものはどれだけあるか把握はしているか。

(文化課) 遺跡だけで900以上あり、史跡の候補もあり、明確に絞りきれていない。

(吉村委員) 先日、堀田邸や武家屋敷等を視察してきたが、平成25年度の入場者数が突出しているのはなぜか。

(文化課) 平成25年度は人気ドラマ「トリック」の撮影があった影響が大きかったと推察している。また子供向けの戦隊ものの影響も大きい。

(吉村委員) 資料3-1の5頁の撮影実績について、撮影使用料を免除したものについて記載はないが資料はあるか。

(文化課) 記録はあるが大量のため、配布資料とはしていない。

(吉村委員) フィルムコミッション事業の担当課が産業振興課ということで、文化課としても協力する立場とのことであるが、先ほど説明もあった貸出施設の連携で、利用者側の視点からすると所管が異なる課でも一括で利用できるような工夫が必要と感ぜられる。すでに努力されていると思うが工夫して乗り越えられるよう頑張ってください。

(富田委員) 3頁の観光入込客数の施設入込客数、イベントの入込客数は大量の人が来ているが、入込客数の順番、内訳はわかるか。

(文化課) 平成26年度の観光入込客数実績では、ふるさと広場が3万2千人、歴博が16万人、

草ぶえの丘が 10 万人、市立美術館が 5 万 6 千人、川村美術館が 4 万人、さくらカントリー倶楽部が 3 万 8 千人、麻倉ゴルフ倶楽部が 3 万 1 千人、サンセットヒルズが 4 万 9 千人となっている。

イベントの入込客数は、秋祭り 3 日間で 24 万 6 千人、花火 15 万人、チューリップ 15 万人、時代まつりが 4 万 5 千人である。

(富田委員) 8 頁のフィルムコミッション事業のワンストップ化について、いまだ改善の余地があると説明いただいたが、どこが担当課でどの程度の期間までに整備する予定なのか、原因解決に向けて進めているのか。

(文化課) 本日は参加していない産業振興課が主管課となるが、関連課として文化課でも働きかけていきたい。

(富田委員) これは重要なことなので対応をお願いします。また、道の駅については、弥富直売所の鮮度や安さを参考にしてぜひ売れるような仕組みを仕掛けて欲しい。

(委員長) 議論を整理すると、フィルムコミッション事業等の個別事業については各課が担当だが、その上の基本施策について文化課が主管課のため文化課が回答しているということか。

(事務局) 基本施策の主管課である文化課が、各事業の内容について基本施策を踏まえて幅広く回答しているところである。

(委員長) ではフィルムコミッション事業のワンストップ化についてどのような役割分担となっているのか。

(文化課) フィルムコミッション事業を担当として実施しているのは産業振興課であるが、現状として手一杯であるようである。私たちは素材を提供している立場である。

(委員長) 国では他部署との連携をするために兼務する手法があるが、市においても 3 つの課を兼務しているような事例はあるのか。

(事務局) 市役所でも実際、兼務をしている事例はある。確かに課を超えての連携として有効な手法の一つであるが、そもそも人手不足という問題があると考えている。産業振興課観光班では、行わなければならない市の年間の観光イベント数が多数ある。加えてフィルムコミッション事業も行わなければならないため、実態として対応できていない面もある。

(高岡委員) 現状だとフィルムコミッション事業の対応が不足しているということで、改めて事業の担当課や事業の連携方法を確認する必要があるのではないか。

(宇田川委員) 基本施策で見ると文化課が主管課とのことで、幅広く回答いただいているが施策の内容を見ると観光資源に関する要素も出てくるため、産業振興課にも質問したいところであるが、現在の基本施策上、主管課や担当課として産業振興課は含まれて無かったので、本日はこのメンバーで行うしかない。

(林委員) 6 頁の PR の部分であるが新聞を取らない世帯も増えてきている。アプリの利用など I T 抜きでは広報を考えられない時代が来るのではないか。魅力ある文化資源を所持していても伝わらないのではもったいない。広報の仕方は紙媒体だけでなく I T を活用する工夫と産学連携が必要である。若い人をターゲットにポイント付与等の試みをしてはどうか。都内のある区ではアニメを周知するのに、アプリを利用して聖地巡礼等のイベントを行っている。

(広報課) 市の広報媒体である広報紙については、希望があれば無料で郵送している。今年度からは携帯電話でもアプリを利用して無料で見られるようになっており、現在登録者は約 600 名である。その他ソーシャルメディアを活用している。佐倉市としてまとまっているものはないが、花火大会等のテーマ毎に Facebook がある。Twitter では佐倉・城下町 400 年事業イメージキャラクターのカムロちゃんに 2 万 500 人ほどの登録者がおり最大の登録数となっている。また、YouTube の動画配信も利用している。これらの SNS がトリガーとなり連携するクロス効果も狙っている。もちろんマスメディアを利用して広報も行いたい、マスメディアに対して広告を出すと有料となるため、話題づくりと積極的な情報提供を行うことでマスメディアに取り上げてもらえないか日々検討している。そのほか、国の補助事業を利用して観光用の W i - F i の整備を行っており来年 2 月に稼働開始を見込んでいる。観光施設に W i - F i 拠点を設置することで、施設に訪れてもらって W i - F i に接続すると 5 ヶ国語対応の佐倉市観光紹介サイトを見ること

ができる仕掛けをつくっている。聖地巡礼に関しては、新町にアニメ・弱虫ペダルのキャラクター看板を設置し、訪れた方に広めてもらえるよう行っているところである。キャラクターのカムロちゃんも弱虫ペダルとコラボしており若者に興味を引いてもらうような仕組みも様々なメディアを利用して行っている。

(宇田川委員) 景観条例の改正の主旨や方向性は簡単に説明するとどのようなものか。文化課も関わっているものか。

(文化課) 都市計画課が行っているもので、すでにある景観条例を上位法令の改正に沿って改正するものと理解している。街中の色彩について調和をとった景観を形成して居心地を良くするもので、城下町や農村等の地域の特色を生かしていくものと認識しているが、文化課としては景観を構成する歴史的建造物やランドマークとなる遺跡や古墳に対して意見を提出している。

(目等委員) 「歴史文化遺産を観光資源として活用する総合的な体制整備」と「歴史文化遺産を活用した交流人口(来訪者)の増加に務めます」について、市外の人を呼びこもうという時には船橋や市川駅等の大きな駅への掲示板や電車内の中吊りポスターの掲示が非常に効果的ではないか。東京や市外の人達へ、まちを宣伝する仕掛けが足りていないと考える。

また、佐倉駅を降りてすぐのもっと近くに観光案内所を作ったらどうか。

次に人力車はどうか。佐倉は坂が多いので電動付きで動くタイプであればより良い。行政で取り組むことは難しいかもしれないが、開発に対して補助を出すなどの支援はできないものか。電動人力車を開発して、歩いて街を楽しむような人力車ならではの感覚を演出するのも良い。

最後に、資料では江戸時代の佐倉の生活を残した「古今佐倉真佐子」について触れていないが、なぜか。江戸時代の佐倉を記した重要な書類だと思うがどのように活用していくのか。

(文化課) 古今佐倉真佐子は市の指定文化財で、かつて中央公民館で連続講座を行っていた。また現在も古今佐倉真佐子に記述された現場をガイドと訪れて体感するような講義を行っている。市民カレッジでも研究課題として利用されているケースがある。

(目等委員) 古今佐倉真佐子の原本は一般の方が見ても読めないと思うが、市民が見てわかるような編集はされる予定はないか。「こうほう佐倉」に掲載されている錦めがねシリーズで簡単な紹介はあるが、内容が読める冊子等にはなっていないのか。

(市史編さん室) 過去4回活字にして刊行しているが間違った読みなど不正確な部分が多い。来年度予算要求しているのですが、予算が承認されれば市史編纂委員会で承認をいただき刊行する予定である。

(目等委員) 佐倉にはドラマ化できるような資料は少ない。このような歴史資料を物語化し、テレビの連続放映などドラマ化できないか。

(市史編さん室) 史料に記載されている史実とドラマは違う。ドラマ化できるかは史料を基にして物語を作る脚本家次第である。

(林委員) これまでの議論を受けて、やはり見せ方の工夫が必要ではないかと感じた。マイクロフィルムにして図書館で置く例は他にいくらでもあるが、マイクロフィルムは見られないことがほとんどのため、まず見ることができなければ意味がない。

(委員長) マイクロフィルムとデジタル化を並列で扱っているが、デジタル化を重視すべき。活用方法が格段に高い。

(林委員) このような問題には段階があるのではないかと思う。マイクロフィルムで見てもらうには興味がある人のなかでも10人に1人が良いところだと考える。まずは見てもらう入り口部分を増やすためにHPなどにも工夫が必要と考える。

(委員長) ここまでの議論を振り返りたい。文化課に説明いただいた観光客入れ込み数について、ゴルフ場入場者数を含むのは違和感がある。佐倉市ができる活動と民間施設で行っている活動を分けたほうが良いと思う。

そういった意味で、市で行える活動として、資料1の18頁の成果指標などに、市全体で行っている事業の指標を活用していただければ良いのではないか。他に意見はないか。

(吉村委員) 市外小中学校へのDM送付等、文化財施設の見学者増加に成果が出ているので、引

き続き、ニーズを捉えたPRに工夫をしてほしい。

資料3-1の9頁、SNSの発信について、関西の自治体では観光PR大使的な任命を外国人にし、写真を撮って発信してもらっている事例もある。例えば外国から来ている外国語指導助手であるALTにお願いしてはどうか。外国の方はスマートフォンでネットを介して情報を取得しているため有効と考える。

イベント参加者がブログなどに参加体験を掲載することも市外へのPRにつながるため、交流人口の増加は大切である。

(広報課) フィルムコミッション事業のワンストップ化についてだが、撮影の立会いにおける職員の拘束時間が朝から晩までと非常に長くなる場合が多い。文化財保護のため立ち合いは必要であるが、産業振興課の主管である市の観光イベント事業の時期と重なると、物理的に人的確保が一番の課題となっていることを補足する。

(委員長) 4章基本施策8の意見交換をこれで終了したい。皆さんとの本日の意見交換を踏まえ、今後委員間で議論し、後日意見書を提出させていただく。またその際にご対応をよろしく願います。

(休憩)

#### 「4章基本施策9 芸術文化活動の盛んなまちにします」

(委員長) それでは続けて4章基本施策9 **芸術文化活動の盛んなまちにします** に関する意見交換に入りたいと思う。関連部局の皆様、ご出席いただき感謝する。

部局との意見交換は平成22年度から実施しており、部局の皆さんと直接意見交換を行い、理解を深めた上で、懇話会としての意見をまとめるということで実施している。また、この意見交換の場を、施策を単位とした横断的な議論の場として、少しでも課題解決の糸口などにしていただければと考えている。まず皆さんから事前に私達からお願いしている質問事項を含めてご説明いただき、そのあと、意見交換に入っていきたい。ぜひ遠慮せず、新たに抱えている問題や、現状のつらさなども併せてお話しいただき、あくまでも、一緒に考える時間としていきたいと思うのでよろしく願います。また、佐倉市独自の取組など、何かトピックスがありましたらご紹介をお願いします。

(文化課) 資料4に沿ってご説明する。2頁1芸術文化活動事業について、Q1具体的にどんな事業を行っているか、資料4の6頁を参照いただきたい。文化課主催事業としては、市民文化祭、日本映画を上映しているキネマの夕べ、連携協定を締結している女子美の講座として刺繍ワークショップと講演会を行っている。7頁には市民文化祭行事として行事の一覧を掲載している。8頁から11頁は市民音楽ホール自主文化事業の一覧を掲載している。12頁は美術館の年間企画展と収蔵作品展の一覧を掲載している。

Q2 事業参加者数の推移については資料4の2頁の表どおりである。

続いて、2頁2市民の芸術活動への参加についてご説明する。

Q3 市民による文化活動活性化への具体的な取組内容として、市民音楽ホールでは、自主文化事業として、クラシック音楽を中心とした鑑賞型の各種演奏会を開催しているほか、合唱フェスティバル、リコーダーフェスティバル、ブラスフェスティバルといった参加型の演奏会も開催するなどの市民の文化活動の活性化になるような支援を行っている。また、市民が音楽活動の発表の場として、安全かつ快適に音楽ホールを利用できるよう、施設の維持管理や整備に努めている。

美術館では、3階市民ギャラリー・4階ホールの貸出の他、実行委員会方式で実施している佐倉新春美術展やアート・フォト・サクラ等では、美術館も一構成員としてメンバーに加わり、市民とともに展覧会を作り上げている。平成25年度からは市民ボランティアによる鑑賞コーディネーター養成に着手し、学校対応をはじめ、来館者と作品とをつなぐ活動を推進している。

文化課事業の市民文化祭は、文化団体による実行委員会を組織し、市内の芸術文化団体が協力

し合い、舞台発表・各種作品展示等を市内公共施設で行っている。

Q4 市民が様々な機会、催しを通じて芸術文化に触れ合える沢山の場面作りについてご説明する。市民の文化活動という点では、行政の取組だけではなく、市民自らによる取組や団体による活動も大きなウエイトを占めている。市の取組としては、市民の芸術文化活動の場所提供、身近な場所で質の高い演奏会や展覧会を開催する以外にも参加型の事業やワークショップの開催など、市民自らの活動の支援に努めている。また、学校との連携などにより小中学生が芸術文化に触れる機会の提供にも努めている。

Q5 芸術文化を交流人口増加につなげる視点についてご説明する。市民音楽ホール、美術館での演奏会・企画展については、市民はもちろん市外からの来場を見込める事業を行っており、各種媒体によるPRを行っている。音楽ホールでは、過去のチケット購入者へ公演のお知らせや、周辺市町村の情報誌への掲載などにより市外からの集客を図っている。また、合唱フェスティバルやリコーダーフェスティバルでは市外の団体との交流も行っている。美術館の企画展では、京成線に中刷り広告を掲載してのPR、周辺市町村へのPRを行っている。また、DIC川村記念美術館や千葉市・成田市の美術館と連携し、近隣美術館のガイドマップを作成する取組も行っている。

3頁3 Q6 子どもを対象とした取組内容についてご説明する。

市民音楽ホールでは、小学校入学前の子どもでも音楽に関心を持てるよう6月に「親子でコンサート」、12月に「親子でクリスマス・コンサート」というクラシックの名曲も含めたおなじみの曲の演奏とお話でつづる公演を開催している。また、小学生を対象とした少年少女合唱教室とハンドベル教室を月に3回程度開催している。このほかに、音楽鑑賞体験のために小中学生を音楽ホールに招いてオーケストラや和楽器による演奏会を開催している。

美術館では、平成27年度の夏休み期間に、対話による鑑賞のための展覧会「ミテ・ハナソウ展」を開催した。自由にくつろいで鑑賞できる工夫やおしゃべりツアーを毎日行い、子どもも参加しやすい環境を整えた。一方、以前は子どもから大人までを対象としたワークショップ等を行っていたが、年々参加者が減る傾向にあり、もっと手軽に参加できる折り紙やぬり絵、ポストカードづくりなどのコーナー設置に転換したほか、毎年アート・フォト・サクラ事業ではキッズ撮影会を開催し、参加促進を図っている。

(美術館長) 4頁4 美術館の取組についてご説明する。

Q7 美術館で待つだけではなく、まちなかでのアートの取組活性化への仕掛けはないかとのご質問をいただいたが、美術館では過去に、「体感する美術」「アートプロジェクト事業」として、まちなかで展開する事業を行ってきた。しかし近年、美術館事業以外にもまちなかでも他の多くの活動や催しが見られるようになり、また平成19年度に学校連携事業を本格化し、学校を通じてのアウトリーチ事業や美術館の中に人々を呼び込む方向に転換する状況の中で、美術館が主催するまちなかでの事業は縮小した経緯がある。こういった事業の再開を望む声も聞かれるが、人員削減が進む中、職員が外へ出ていく活動の実施は非常に厳しい状況である。

Q8 美術作品について、もっと公共施設で常設展示していくわけにはいかないのかのご質問をいただいたが、美術館は作品を公開すると同時に、未来に残していくという使命もあるため、保存のための設備を整え、保険をかけ、日々管理をおこないながら展示をしている。他の公共施設はそのような体制にないため、収蔵作品を貸し出すことに大きなリスクが伴う。また、公共施設等への作品寄贈の申し出等に関して、美術館に相談があることもあり、公共施設等でも美術品の受け入れに困っている現状があると感じている。

Q9 課題として、「予算面から作品購入が難しい」とあるが、具体的なコレクションの購入計画や最終的な目標があるのか。またそのコレクションの意義と活用について説明してほしいのご質問をいただいたが、美術館では具体的なコレクションの購入計画や最終的な目標は、特に定めてはいない。しかし、開館以来21年間これまで収集してきた、浅井忠・香取秀真・津田信夫をはじめ、千葉・佐倉ゆかりの作家作品を柱に収集を続けることになる。特に佐倉市の美術を概観できるよう、近代以降の関係作家の作品を蓄積していくことが大切と考えている。なお、当美術館は常設展示スペースがないため、毎年3~4回の収蔵作品展を開催する中で、それら作

品の活用を図っている。

Q10「芝千秋作品実物の貸し出し」事業の利用状況と向上のための工夫について、美術館では、作品を活用して鑑賞の授業等を実施したい小中学校の先生方のために、実物作品や複製画を貸出しているが、年数件程度が貸出の現状である。オリジナルの作品を扱うことについて、先生方に躊躇があり、それを乗り越えて実践したいテーマがあるかという点が課題だと認識している。資料の貸し出しや出前授業に関しても鑑賞コミュニケーターの活動と連動して広めるために必要なものを開発していく予定であり、今年度中には収蔵作品のアートカードを作成して各学校に配布したいと考えている。

Q11 パスポート持参の児童生徒をお連れの方 1 名は 1 回限り観覧料が無料となる市内在住の小・中学生に配布している親子券付きパスポートの利用率と向上のための工夫はいかがかのご質問については、校長会・教頭会などの機会に、学校関係者にパスポート利用促進を呼びかけている。利用率に関しては昨年企画展では 2.6%程度の厳しい利用状況もあったが、過去の企画展では「ルパン三世展」の際にパスポートの利用率が 10%と高かったことなどから、子どもの興味が高まる展覧会等を組み入れ、さらなる利用率の向上を図りたいと考えている。

Q12 鑑賞コミュニケーター導入「ミテ・ハナソウ」事業による変化について伺いたいとご質問をいただいたが、鑑賞コミュニケーターについては、見学者が対話しながら作品の理解を深める目的で導入した。当初、無償のボランティアに人が集まるのかどうか心配はあったが、定員 25 人の倍以上の応募があり、市民の関心が非常に高いことが明らかになった。メンバーは皆熱心で、自ら楽しみながら、美術の楽しさを伝える意欲に満ちていると感じている。指導する NPO も自立・継続していく方向に細かい配慮があり、今後さらに展開していきたいと考えている。今年 8 月に 1 月間鑑賞コミュニケーターの事業を行った感触としては、来館者や学校の反応も予想を上回る評判の良さで、新たな美術館の楽しみ方を提供し、利用者層を広げることにつながっていると考え。他方、「静かな展示室」を求める否定的な感想もあることから、これらをどのように調整・共存させていくか、きめ細やかな対応を考えていきたい。

(文化課) 5 頁 5 成果指標の設定についてご質問いただいたが、この基本施策の成果指標として芸術文化関係の市内での状況を知るために年 1 回行っている市民意識調査で「年 1 回以上芸術文化活動に参加する市民の割合」を設問とし、平成 26 年度市民意識調査結果は 24.3%であった。芸術文化活動を行うかどうかは個人の趣向によるが、文化課として市民の方が芸術文化活動に触れる機会をより多く設けたいと考えている。それを踏まえ、現状の成果指標の設定や目標の設定等に関して委員の皆様にご意見をいただきたい。

説明は以上である。

(委員長) ご説明感謝する。資料 1 の 24 頁 活動・成果指標について「年 1 回以上芸術文化活動に参加する市民の割合」について、何を持って参加と考えているのか文化課に確認したい。

(文化課) 市民意識調査の設問では「芸術文化活動(演奏・稽古・創作・講座)に参加しているか」としている。単なる施設の見学等だけではなく芸術文化活動への参加としている。

(委員長) ではただいまの説明を伺ってお聞きしたいことなどを各委員から願います。

(宇田川委員) 事業内容を全て把握している訳ではないが、音楽ホールにしても美術館にしても素晴らしい事業を行っていると考えている。活動・成果指標の「年 1 回以上芸術文化活動に参加する市民の割合」については敬老会事業で芸術文化に参加した人も入っているのか。

(文化課) 市民意識調査を回答した人のとらえ方によるが、敬老会の中で芸術文化活動を行ったと考えれば、参加していると回答しているだろう。

(文化課) お伺いしたいのだが、指標としている「年 1 回以上芸術文化活動に参加する市民の割合」の数値について、平成 26 年度市民意識調査では 24.3%だった。この数値をどのように捉えるべきとお考えか。高いと捉えるべきか、低いのか、こちら側で評価基準を持ち合わせていない。

(委員長) 総合計画策定等に合わせて、類似の指標を調査している自治体があると思うので、一度調べてみてはどうか。他市との比較により、数値の評価もある程度見えてくると思われる。

(富田委員) 成果指標の音楽ホールと美術館の合計入場者数である芸術文化施設の入場者数は、実績数が18万人を超えているが、これは年間累計述べ人数か。

(文化課担当) 延べ人数である。

(目等委員) 芸術文化活動に参加する人数が伸びない理由の1つとして、実行委員会に任せていると自分たちのグループの発表会の場になってしまっているという現状がある。本当は参加したいができない団体や個人がいるのではないかと考えているが、その場合はどうすればよいか。

(文化課) 芸術文化活動の種目があれば広報等で公募して申し込みを受けている。

(目等委員) 例え種目があっても団体に所属していないと、個人レベルでは実際に参加できる確率が低いという実態があるのではないか。

(委員長) そのような場合もあるため、ハードルを下げて多くの方が実際に参加しやすい入口づくりが重要である。

(吉村委員) 資料4の8頁にある佐倉っ子塾はどのようなものか。

(音楽ホール館長) 毎年夏休み期間中に親子で音楽ホールの舞台裏の設備を見学してもらったり、楽器の演奏体験をしてもらうなど、音楽ホールを知ってもらうような取組である。

(音楽ホール) 平成24年度からはバックステージツアーとして名称を変えて開催し、現在も継続している。参加者に照明設備等を実際に操作してもらうなど、業務を体験してもらい、施設を身近に感じてもらえるよう心掛けている。

(林委員) 同じく8頁の市民音楽ホールが共催している定期演奏会を行っている団体はどのような関係の団体か。

(音楽ホール館長) 音楽ホールの育成団体でオーケストラが1団体、吹奏楽が3団体である。市民の演奏活動の活性化につながるよう、定期演奏会の日程を先行予約で受付ける配慮も行っている。育成団体は、佐倉朝日健康マラソン大会でのファンファーレや佐倉市民花火大会などで演奏し、社会的な貢献も行っている。

(吉村委員) 音楽ホールの取組は素晴らしい。市立美術館はDIC川村美術館より入場者が多いと説明があり驚いている。市で美術館を持っているところは少ないので継続して頑張してほしい。ミテ・ハナソウ事業はニューヨークの近代美術館の手法を取り入れているが、感触や課題としてはいかがか。

(美術館館長) 騒々しいと感じた方もいたとアンケートにより把握している。一方、参加型にして、他の方が書いた感想を絵の近くに掲示するなどして共有化することで、観覧者同士で盛り上がり、学校と違う環境で自分の意見が言いやすくなった子がいたりというように、今年度初めてやってわかったことがいろいろあった。職員数が足りないところは学校側とも連携をとり、コミュニケーターを増やしていくことで対応し、学校で美術館のサテライトのような活動ができれば素晴らしいとの展望を持っている。

(高岡委員) 私自身が29日に学校のガードパトロールとして小学生と一緒に伺うが、小学生の児童は市立美術館全館を見て回るのか。

(美術館館長) 学校側から事前に連絡をいただければ、学芸員が案内をしたり、バックステージを見てもらったり、収蔵作品展は無料のため4階まで自由に見て回るができる。美術館への入場は無料なので入りやすい雰囲気もあると考えている。

(宇田川委員) 事業内容について意見することはないが、あえて音楽ホールの事業への参加人数を増やすためという視点でハード面について意見を。建物について足腰が弱い方が利用する場合への設備が少ない。エレベーターを今後設置してはどうか。

(音楽ホール館長) 音楽ホールは30年前に建てて以来、基本構造は変化していない。エレベーターの設置等によりバリアフリー化するには、フロアのスペースが狭いことや建物の強度、災害発生時の緊急避難に支障が出ないようにするなど、これらに配慮する必要があるため、建物改修の所管課と連携して検討したい。

(富田委員) 7頁の市民文化祭行事の一覧とあるが、内容の近い事業を高齢者クラブ連合会などでも行っているようである。文化課の所管となっていないことから文化活動として実績に含まれ

ていないのか。

(文化課) 文化課で集約している実績としてはカウントしていないが、そういった活動実態もあると認識している。

(目等委員) 美術館の事業について、まちなかで展開するという外に出て行く事業が廃止されたが、交流人口増加に効果のある最たる取組であると感じるため、事業を復活させて工夫して行い成功させていただきたい。

また、子供達がアートに触れる機会を増やしてほしい美術教室などの実施も望まれる。職員数が限られており対応できないようであれば、市民の中にも講師ができるものがあるのでリスト化するなど、市民の協力を得ながら開催してみてもどうか。こういった事を活発化させ、市の教育・文化度を引き上げる使命を持つ美術館として頑張りたい。

美術館のコレクションを集めるのは多額の費用がかかるが、収蔵品はどれくらいあるのか。今後の計画はあるのか、また収蔵数を増やすだけでなく佐倉に行ったらこれが見られるという目玉作品を思い切って購入してはどうか。

財政的な問題はあるが、交流人口の増加という視点から美術館が活躍できる場はたくさんあると思うので提言させていただきたい。

(美術館館長) 多岐に渡る示唆をいただいた。財政的には多額のお金を支出する立場であるが、例えば学芸員に対しては企画展を行うにしても常にコストに見合った実績が得られるように指導している。昨年の例では、市立美術館開館 20 周年ということで郷土の先覚者である浅井忠展を行った。オーソドックスな内容のため来場者が少ないと推察していたが、実際には 7000 人にご来場いただいた。千葉や佐倉に根差した今までの取組や 20 年以上の積み重ねがこれだけの皆さんに足を運んでいただく成果になったと考えている。

また、来館してもらうためには魅力的な企画に加えて、広報の仕方も工夫を重ねる意識改革を進めながら、常に成果へ反映できるよう努めている。

学芸員の人数が足りない点について、市民に協力を募っている。今後も 1 回ごとに反省会を重ね、より良い展示に向けて熱心なボランティアとも力を合わせたい。

収蔵品の購入に関して予算的に難しい面があるが、購入という形ではなく、所有者等から寄付の申し出をいただくこともある。そういった申し出は、佐倉市立美術館ならではの千葉や佐倉ゆかりの収蔵品を収集していることが認知されてきたことが要因と考えられ、今後も質を保った収蔵に努めたいと考えている。

(目等委員) 市民が文化の市だという認識を持ち、恒に関わるという市民の意識改革の 1 つとして会員証を作って案内したらどうか。音楽ホールも同様である。やりとりの中で広報できる場面も増え興味を持っていただけるのではないかと。

(宇田川委員) 良い作品を展示するという点では、他美術館からの借り出しなど連携という手もある。近くの塚本美術館には多くの貴重な日本刀が収納されているが連携事業等はしているのか。

(美術館館長) 過去の話だが、美術館ができる前に新町資料館で刀剣展を行った際、塚本美術館の学芸員にアドバイスをいただいたことがある。現在の連携としては、千葉近隣美術館ガイドマップとして近隣市町の 5 館を 1 枚の地図にまとめたところである。将来的には、同じ画家の企画展などを同時期に行い、塚本美術館にも参加してもらえれば幅が広がると考えている。

(委員長) そろそろ時間も迫ってきたところで、美術館の収蔵品は約 1250 点あるとのことで、公共施設への作品の貸し出しや保管を行う方法を提案したいがどうか。もし、管理可能な公共施設に飾ることができれば活用の幅が広がる。収蔵や保管の点でやはり管理が難しいというのであれば、レプリカ等の活用でもよいのではと考えている。

以上で、4 章基本施策 9 との意見交換をこれで終了したいと思う。皆さんとの本日の意見交換を踏まえ、今後委員間で議論し、後日意見書を提出させていただくのでその際はご対応をよろしく願います。

(休憩)

## 「5章基本施策7 公共交通機関が利用しやすいまちにします」

(委員長) 本日3つ目のテーマ、5章基本施策7 **公共交通機関が利用しやすいまちにします**に関する意見交換に入りたいと思う。都市計画課の皆様、ご出席いただき感謝する。

部局との意見交換は平成22年度から実施しており部局の皆さんと直接意見交換を行い、理解を深めた上で、懇話会としての意見をまとめるということで実施している。また、この意見交換の場を、施策を単位とした横断的な議論の場として、少しでも課題解決の糸口などにしていただければと考えている。まず皆さんから事前に私達からお願いしている質問事項を含めてご説明いただき、そのあと、意見交換に入っていきたい。ぜひ遠慮せず、新たに抱えている問題や、現状のつらさなども併せてお話しいただき、あくまでも、一緒に考える時間としていきたいと思うのでよろしく願います。また、佐倉市独自の取組など、何かトピックスがありましたらご紹介をお願いします。

(都市計画課課長) 資料5に沿って説明をさせていただきます。

2頁1公共交通の現状について、モータリゼーションの進展やライフスタイルの多様化に伴い、公共交通、とりわけバス事業は年々縮小する傾向にあり、平成18年度から23年度までの全国路線バスの廃線距離数は、11,160kmにもなる。3頁では佐倉市のバス路線の廃線状況を一覧にしており11路線が廃止となっている。4頁では公共交通の抱えている課題の1つとして、自動車依存の高まりから、公共交通利用者が減少して、路線数・便数の減少による更なる自動車依存の高まりとなる構造的な負のスパイラルに陥っていることが挙げられる。一方では高齢化により、自らの運転で移動できなくなる方が増加しており、公共交通の果たす役割は年々大きくなってきている。国においても将来にわたり持続可能な公共交通網の構築を目的として『交通政策基本法』の施行をはじめ、関連する法律や諸制度の整備を進めており、これに合わせて佐倉市においても『地域公共交通網形成計画』の策定に着手しているところである。

5頁2コミュニティバスの運行について、コミュニティバスの運行に限らず、バス交通に関する市内全域からの要望について過去3年間で21件となっている。この中で路線バスがない地域から出された要望については臼井台、南臼井台、下志津地域の3件だが、市内全域の公共交通網の見直しを図る中で対応を検討中である。

福祉面からの必要性の議論としては、佐倉市では障害福祉課や社会福祉協議会において、障害をお持ちの方々や、要介護者、要支援者に対する福祉サービスの一環として、すでにタクシー補助券や移送サービスの提供を行っていることから、都市計画課としてこれらのサービスの利用者対象者以外への対策を講じる必要があると捉えている。

5頁3佐倉市公共交通庁内検討会の構成及び検討内容については、本市における公共交通の位置付け及び基本的な方向性について検討を行うために、平成26年度に設置した。構成メンバーは、企画政策課、社会福祉課、高齢者福祉課、産業振興課、土木河川課、道路維持課、教育委員会学務課及び都市計画課職員で、交通不便地域対策について他市の事例を研究し、コミュニティバスのルート設定や交通弱者対策について検討を行っている。

5頁4交通弱者の定義については、運転免許を持っていない方、自らの運転で移動ができない又は困難な方、公共交通での移動に頼らざるを得ない方、これらの要件に該当する方々を交通弱者と捉えている。

6頁5買物や通院の支援について、佐倉市で把握している他市の取組状況についてご説明する。タクシー補助については、自動車が運転できない、自動車を持っていない等の理由から移動が制限されている方々に対して、移動支援策としてタクシー利用に対する補助券を交付するものである。県内では習志野市の事例もこれに該当する。このほか、佐倉市をはじめ障害者を対象としたタクシー補助事業は多くの自治体で行われている。

コミュニティバス等の運行については、千葉県内の多くの市町村では、主に民間のバス路線が撤退してしまった地域に対してコミュニティバスやデマンド交通を導入することで、交通不便地域の拡大を防ぐとともに地域の交通手段確保に努めている。千葉県内の実施状況としては、54市町村のうち47市町村がコミュニティバス等の運行を実施しており、地域の方々の通院や買物を側面的に支援している事業になる。佐倉市でも、平成15年度から内郷地区においてコミュニティバスの運行と平成25年度から南部地域においてデマンド交通を運行しているところである。

7頁をご覧ください。佐倉市循環バスについては路線バスが撤退し交通不便地域となった内郷地区において、平成15年度から佐倉市循環バスを導入している。岩名運動公園、草ぶえの丘方面を循環する『内郷地区循環ルート』と、ふるさと広場方面を往復する『飯野往復ルート』の2ルートを1日19便運行している。乗車運賃は一律100円、障害者手帳をお持ちの方、小学生未満は無料。年々利用者が増えており、多くの方に利用されている。

8頁をご覧ください。佐倉市南部地域デマンド交通については、区域が広く居住エリアが点在している和田地区・弥富地区において、移動手段として平成22年11月から平成24年度までの実証運行を経て、平成25年4月よりデマンド交通の導入を行った。運行主体はタクシー事業者で運行エリアは区域内外の設定がある。区域内として和田地区・弥富地区内及び区域に隣接する交通結節点（神門バス停・白銀ニュータウンバス停・JR南酒々井駅・JR榎戸駅）まで大人300円、区域外としてJR佐倉駅、京成佐倉駅まで大人700円としている。運行時間は8時から18時まで、予約受付は1週間前から当日2時間前までである。乗車人数の減少が見られるが、登録者のアンケートの結果を見ると、時間や目的と合わないことや事前の予約の電話が煩わしいことが上げられている。利用促進の啓発として、南部区域全域に利用促進パンフレットの配布や、地区連合会等の会合で職員が公共交通の現状について説明を行っている。今年度は昨年度に比べ若干の利用者の増加が見られるところである。

行政主体以外の取組状況について、民間の路線バスや市のコミュニティバス以外で、独自にバスを走らせている事例としては、外出・買物支援としてのバスや通院バスがある。外出・買物支援としては、『生活クラブ風の村』で実施している事例のほか、山万株式会社はユーカリが丘エリアにクリーンディーゼルバスを実証実験として走らせている。また、通院バスは施設利用者を最寄り駅等からピックアップし病院までの送迎を行うもので、東邦大学病院等で実施しており、利用者の運賃負担なしで行っている。

10頁6 平成23年度「公共交通移動円滑化施設整備費補助金」についてご覧ください。路線バスについて、バリアフリー化を推進するためバリアフリー対応車両（ノンステップ・ワンステップ）の導入や、ICカード（パスモ）対応に係る経費などへの国の補助金があり、佐倉市も平成22年度まで費用の一部を補助していたが、平成23年度より協調補助の要件が無くなったため市としては補助事業を行っていない。ちばグリーンバスに確認したところ、現在でもこの補助金を利用して整備しているようである。

説明は以上である。

（委員長）ご説明感謝する。では説明を伺ってお聞きしたいことなど各委員から願います。

（宇田川委員）デマンド交通の利用者が減った理由について説明があったが他に理由はあるか。例えば、エリア外については目的地でしか降りられない条件があるため、使い勝手が悪いといった要因となっていないか。

（都市計画課課長）平成22年に運行を開始した当初は区域内の移動だけであったが、要望をいただき関係事業者と協議し、平成23年からJR佐倉駅や京成佐倉駅まで移動できるようになった経緯がある。運行するタクシー事業者や他の事業者等との協議もあり、営業の妨げになるような場所での降車が行えるかは今後の検討課題である。デマンド交通の現在の課題として、エリア外での自由な降車は、公共施設以外の様々な要望が出てきた時に明確な線引きができない難しさ

がある。短期的な期間での変更は難しいが、区域外でも駅以外に公共施設等の目的地に止められないかは地元と協議する中で検討していきたい。

(宇田川委員) 行政だけが公共交通を請け負うことは限界があるので、介護事業者の施設などで所有する、送迎に日中使用されていないバスの公共交通的な活用が促進されるようなシステムづくりをすれば、市民にとって交通手段のひとつとなりうるのではないか。行政が仲介してそういったシステムづくりの促進ができないか。運転者の確保や運行時の責任問題もあるため、その部分で行政によるサポートをするなど、現況の福祉事業者等に協力をいただく検討をしてほしい。

(委員長) 現在のデマンド交通運行主体であるタクシー事業者は、なるべくタクシーを利用してもらいたいのと考える。かなり実施に経費がかかっているが、路線バスがないということか。

(都市計画課) 以前は路線バスが通っていたが、人口が少ないこともあり、運行頻度の低いバスしかなかった。両地区を合わせても3,600人の人口で、民間の循環バスは撤退するレベルである。その中で国の補助金を活用して平成22年度からデマンド交通の実証運行を始めた。平成24年度まで3台で実証運行を行っていたが乗車人員がそこまで伸びなかったため、現在は1台で運行している。

(委員長) デマンド交通は、乗降可能地点について、制度の問題や運行管理の問題、運行方式の課題があるようである。採算が取れないため車両を増やすと市の持ち出しが増えるようであれば、車両の整備は市が行い、運行は住民が行うような事例もあるので佐倉市でも可能ではないか。現在のように事業者任せると自分達の事業を圧迫するようなことは積極的には行わないのではないかと考えている。

(高岡委員) 風の村に確認したところ、万が一の事故は自己責任としているが、運転手と支援するボランティアが足りないとのこと。他の福祉施設でも協力いただければ、助かる高齢者もいるのではと考える。

(富田委員) デマンド交通に関しては、運賃収入は1割程度で残りは市の持ち出しということか。一人当たりの補助額が多いが、もう少しコストの低くするために市の循環バスの運行をさせるのはどうか。

(都市計画課課長) 循環バスの手段も考えたが、エリアが広いこともあり他の地区の循環バスの約2倍の時間、和田地区で1時間、弥富地区で1時間もかかるため、2台の車両が必要になってくる。

また、循環バスは幹線道路しか走れないため、以前あったバス路線と同じ経路になるが、利用者が少なく撤退してしまった経路である。幹線道路まで行くこともできない利用者にとっては不便である。ドア to ドアのデマンドの方が、利便性が良い場合がある。

(宇田川委員) 今後バス停までも出てこられない方のケースが増えてくる。デマンドには賛成である。5頁の公共交通庁内検討会を立ち上げたと同ったが、取組状況はどうか。また、交通弱者の定義をさきほど3つ聞いたが、高齢者を考えた場合、公共交通でさえも利用できない方を含めて検討会の中で考えていただきたい。

(都市計画課) 高齢者福祉課も構成メンバーであり、公共交通も利用できない方を含めて考えている。

(目等委員) 現在、タクシー代の一部を助成する福祉タクシー事業には一定の利用条件があるが、その条件に現在あてはまらない交通弱者に対して条件の解除等は可能か。

(都市計画課課長) 福祉の観点からすると良いと思うが、経費の問題がある。現在の収益割合としてデマンド交通が10%、循環バスでようやく全国平均の30%に達成したところである。デマンドバスを1台運行させた場合、経費が年間1,300万程度かかる。循環バスを1台運行させた場合、経費が年間1,500万程度かかる。仮に交通弱者にタクシー代を一部助成する福祉タクシー事業について試算を行ったが、年間で億単位の経費がかかってしまうこととなる見込みである。

(目等委員) 実施する場合は福祉タクシー以上の料金で一般のタクシー以下の料金設定が望ましいとは思っている。また、身体介助ができない一般のタクシードライバーに対し、市がヘルパー資格取得の助成を行う等、新たなアプローチも検討してほしい。

(宇田川委員) 行政ができることにも限界があると思う。公共交通庁内検討会を活かして行政以外との連携も含めて対応いただきたい。

(富田委員) 先日首相が示していたが、普通免許で送迎できるような資格を佐倉でも早く取り入れたらどうか。

(林委員) 交通弱者という方にも段階があると考えており、近くの商店街が無くなり遠くまで行けない買い物に行けない層への支援にどう対応するか。いくつかの段階に分けて対策を考える必要があるのではないか。自宅を出られない方は福祉分野となり、それよりも少しの援助で移動できる方に対しては行政の仕事なのか疑問はある。そういった場合、地域ボランティアの範囲になってくるのだろうか。

(宇田川委員) 介護保険制度や地域で支える制度などいろいろあるが、乗り物だけはメニューがない。事故等の問題があると思うが、検討会において市で車を提供し運転はボランティア等が利用することなども詰めていければと思う。

(委員長) 説明いただいた自動車依存の高まりを、逆に活かしてはどうか。例えば増加しているマイカーを、困っている方への移動に利用することでマイカーにも公共性が出てくるのではないかと考えている。これからは利用していない時間のマイカーをどう利用できるかということも課題ではないか。今後、近い未来に自動運転機能も精度が上がるので、そのことも視野にマイカー利用の検討について進めてほしい。

(都市計画課課長) マイカー利用については、タクシー等の利用ができない山間部などの特区でないと規制の関係で難しいのではと考えている。その他、運行主体を住民に任せる方式は、行政が全てを行えるわけではないので先進的な取組を参考に検討していきたい

(委員長) それでは、都市計画課との意見交換をこれで終了する。皆さんとの本日の意見交換を踏まえ、今後委員間で議論し、後日意見書を提出させていただく。その際にご対応をよろしくお願いする。

## (2) 平成 27 年度施策評価について

(委員長) それでは意見交換を踏まえて、率直な感想など、また懇話会意見としたい点についてお願いする。

(宇田川委員) 第 4 章基本施策 8「佐倉ならでは」を創造・発信するまちにします の議論については産業振興課に出席してもらいたかった。

(目等委員) 最終的に意見書を作る際に重要な点やポイントが抜けていれば教えてほしい。

2 番目の歴史・文化の議論で、佐倉は施設が点在しているので人力車は電動でもいいのではないかという意見は面白いアイデアの一例として発言した。湯布院でも同様に施設が点在しているが、個人の家を公開し誰もが気軽に立ち寄ることができるスポットを設けていることで点在する施設間の距離が気にならずに楽しめる事例もあるので、施設の間をつなぐアイデアを作ってもらいたいとぜひ伝えてほしい。佐倉にも点在する施設の間に、必ず何かあるはずなので行政からつながりを作って欲しい。

(林委員) 説明を受けて勉強になったが、組織として縦割りでどこに向かって話をすれば良いか難しい。最後の公共交通の議論も現状の組織体制では対応できるかの懸念はある。

(目等委員) 縦割りの組織は毎回問題になっていることである。

(委員長) では次回予定されている

3 章基本施策 2 佐倉学を推進します

3 章基本施策 4 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします

3 章基本施策 8 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします

の施策評価について、追加のご質問や確認事項があればお願いします。

## (3) その他

(委員長) それではその他事務局なにかあればお願いします。

(事務局) 追加意見やご質問があれば後日事務局へご連絡いただきたい。

次回は11月10日(火)午後1時30分から(場所:議会棟全員協議会室)となる。

(委員長) 本日は、これで終了とする。

(17時28分 終了)